

## 保護観察所における性犯罪者処遇プログラムの概要

### 1 保護観察所における性犯罪者処遇プログラムの特徴

#### (1) すべての保護観察所で実施

全国50庁の保護観察所において、罪名にかかわらず性的な動機に基づいて犯罪をじゃっ起した成人男性全員(仮釈放者・保護観察付執行猶予者)を対象として、プログラムを実施している。

#### (2) プログラム受講の義務付け

仮釈放期間中又は執行猶予期間中の「特別遵守事項」<sup>1</sup>としてプログラムの受講を定めている。

#### (3) 4種類の体系的なプログラム

導入プログラム、コア・プログラム、指導強化プログラム、家族プログラムの4種類のプログラムで構成されている。特に、コア・プログラムは、欧米諸国における実証的研究により効果が認められている「認知行動療法」<sup>2</sup>に基づいて組み立てられている。

#### (4) 専門的処遇実施のための班を設置

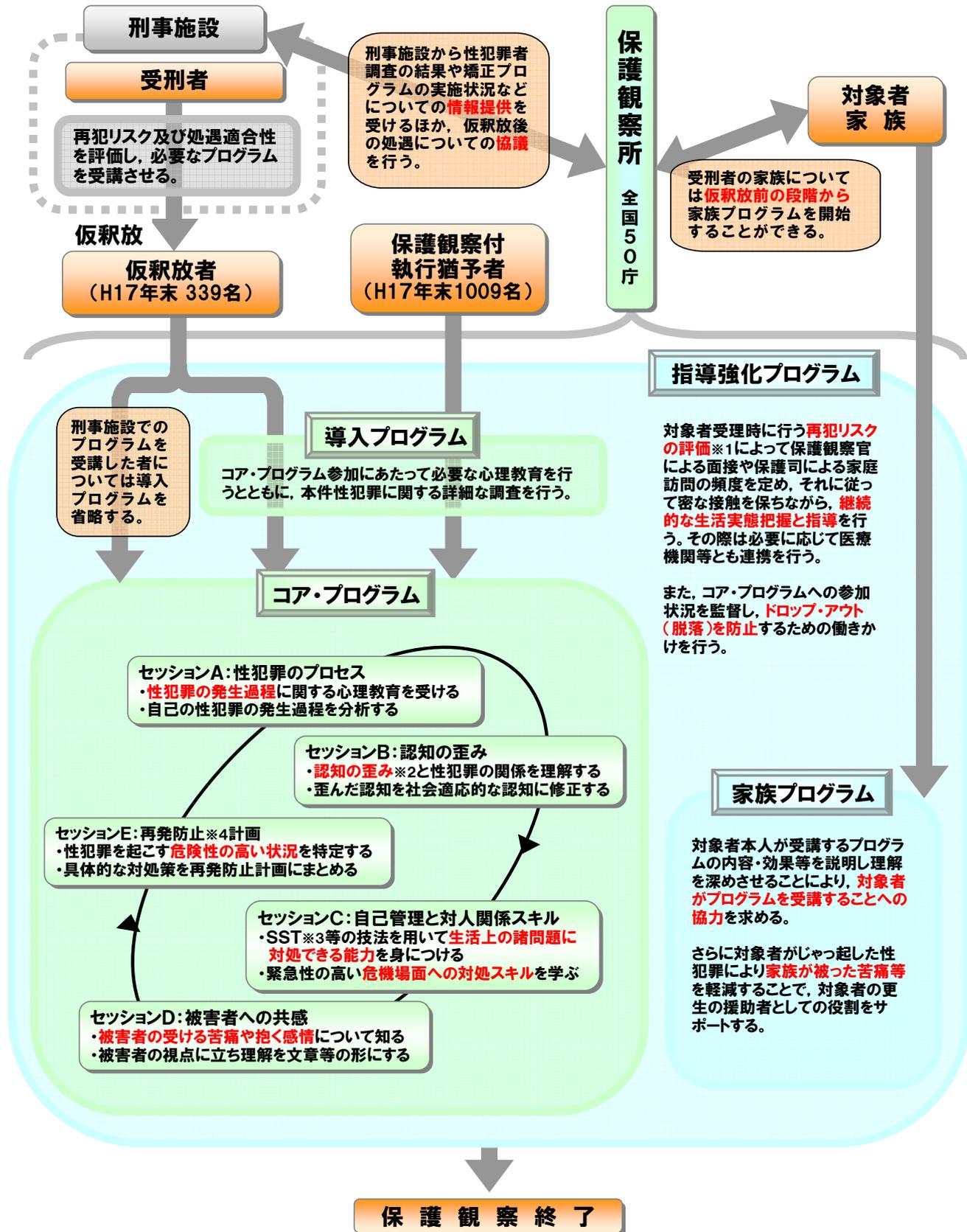
東京、名古屋、大阪、福岡の4つの保護観察所に新たに「特別処遇実施班」を設置し、本プログラムを集中的に実施している。

---

1「特別遵守事項」:保護観察期間中に守らなければならないとして定められる事柄。個々の保護観察対象者の特性にあわせて設定される。定められた特別遵守事項を破ると、仮釈放や執行猶予が取り消されることがある。

2「認知行動療法」:自分自身の行動や認知のパターンに気づかせ、これを変化させることで、自分をコントロールできるようにするという考え方を基礎とした心理療法。

## 2 保護観察所における性犯罪者処遇プログラムの構成



- ※1「再犯リスクの評価」:過去の性犯罪歴や犯行の様態などから、その対象者の再犯の危険性を査定する。また、その際の評価ツールは矯正施設と同様のものを用いる。
- ※2「認知の歪み」:誤った思いこみや決めつけといった考え方の偏りのこと。ここでは特に性に関するものを取り上げる。
- ※3「SST」:社会生活技能訓練の略であり、認知行動療法の技法のひとつ。対人場面の練習を主とする。
- ※4「再発防止」:リラプス・プリベンション技法ともいい、認知行動療法の技法のひとつ。再発(性犯罪の再犯)につながるできごとや状況(日々のストレス等)を特定し、それらに対処する方法を具体的に習得するもの。